

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 4 年度（2022 年度）第 1 回 人権文化のまちづくりをすすめる協議会		
開 催 日 時	令和 4 年（ 2022 年） 6 月 2 7 日（月） 午後 7 時 00 分～午後 8 時 30 分		
開 催 場 所	人権平和センター豊中 2 階大集会室	公 開 の 可 否	☒ ・不可・一部不可
事 務 局	人権政策課	傍 聴 者 数	1 人
公開しなかつた理由	—		
出 席 者	委 員	石元会長、小牧委員、玉置委員、野崎委員、濱元委員、林委員、三田委員、遠藤委員、若柳委員、福井委員、湯之上委員	
	事 務 局 そ の 他	【人権政策課】山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、佐津川館長、出口主幹、片岡補佐、阪口係長、吉川主査、野邊 【学校教育課】花山主幹	
議 題	1. 協議会の運営について 2. 多文化共生の取組みについて 3. 報告案件 4. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和 4 年度(2022 年度)第 1 回人権文化のまちづくりをすすめる協議会 議事録概要

開会

人権文化政策監よりあいさつ（市長メッセージ代読）

案件 1. 協議会の運営について

（1－1）会長の選出及び職務代理者の指名について

- ・会長に石元委員、職務代理者に玉置委員が選出された。

（1－2）協議会の公開等について

- ・会議は原則公開とし、非公開とする場合は会長に一任すると決定した。

（1－3）第 12 期協議会のスケジュールについて

- ・事務局から、今期の協議会スケジュール案について説明し、案のとおり承認された。

案件 2. 多文化共生の取組みについて

（2－1）豊中市多文化共生指針の取組み状況について

- ・事務局から、資料 5 と参考資料 7 により説明した。

○委員

今年 5 月末に過去最多になった外国人 6,245 人の内訳を教えてください。

●事務局

一番多いのが、韓国・朝鮮で 1,855 人、中国が 1,687 人、ベトナムが 873 人、フィリピンが 263 人、インドネシアが 170 人である。

○委員

この中に技能実習生はどのくらいいるのか。特にベトナムは。

●事務局

ベトナムの大半は特定技能や技能実習、高度専門職になっている。申し訳ないが、統計は手元に無い。

○委員

ベトナムは今年 3 月末で 713 人、5 月末で 873 人と二カ月で 160 人増えている。これだ

け急増していると、「基本目標 3.」の課題、技能実習生、単身者、夫婦のみの外国人市民の公的支援とのつながりの弱さがクローズアップされてくる。現在、どのような対策が取られているのかを教えていただきたい。

●事務局

現在、検討を重ねているところ。本市の産業関係担当部局とタイアップして情報が届けられないか、または、住民登録していただく際に情報が提供できないか。その辺りで、取り組みの強化を図っていければと考えている。

○委員

豊中市での多文化共生に係る施策は、教育分野での研究会でもよく取り上げられており、大変評価が高いと思う。「おやこでにほんご」の取り組み（＝子育て中の外国人女性の居場所づくり）は、単に日本語を学ぶ場を提供するだけではなく、外国にルーツがある保護者のつながりづくりや、エンパワーメントをととても重視している。他の事業でもそうだが、多文化共生を進めながら、外国にルーツのある人の社会参加とエンパワーメントを進めているのが、方向性としてとても優れている。今後の取り組みでも、この視点をぜひ充実させてほしい。

○会長

「基本目標 3.」にある、外国人向け多言語広報「とよなかしからのお知らせ」は、どのように外国人市民に届くのか。例えば、国際交流センターに行った時、取って帰れるものなのか。どこで入手できるのか。また、事業所には配布しているのか。

●事務局

とよなか国際交流センターで印刷し、各公共施設で配架している。また、毎年度初めに小・中学校やこども園に外国籍の子どもの人数を照会し、学校園を通して配布している。後は、協力関係にある NPO 法人国際交流の会とよなか（TIFA）を通して、関わりのある外国人市民や支援者に直接渡してもらうなど、さまざまな方法で配布している。事業所には直接配布していない。

（2－2）ウクライナからの避難民支援について

・事務局から、資料 6 により説明した。

○委員

ウクライナからの避難者は現時点では 1 名という理解でよいか。随分少ないと感じる。豊中市で受け入れるということはどういう経緯で決まっていくのか。例えば、大阪府で何

人と割り当てられていて、そこから振り分けられていくのか。

●事務局

豊中市での受入れは、現在 1 名となっている。今回の場合は、本市の相談窓口に、支援者から、避難者を受け入れる予定と事前に電話があり支援を行っている。通常は、身寄りのある避難者が、直接身寄りの住んでいる自治体に来ることが多い。中には、日本に身寄りのない避難者もいる。その場合、国のトレーニング期間を経た後、マッチングを行い、市町村や企業等が受け入れるというスキームになっている。

○委員

先に豊中市で暮らしていたウクライナの人に、在留資格の問題など何かしら支援ニーズがあるといったことはないか。

●事務局

侵攻前から本市で暮らしている人には、ボランティア団体などを通じて、一定接触しており、生活面については問題ないと聞いている。あわせて、ウクライナから人を呼ぶ予定はないということも把握している。

○委員

国の制度を準用して、生活費が 6 カ月間支給するということだが、6 カ月を過ぎるとどうなるのか。避難民は 6 カ月以内に帰国するという事なのか。

●事務局

6 カ月間、生活費を支給した後は、就労支援などを行う。ご自身が日本で生活できるよう、市もそれを応援するための支援を行っていきたい。

(2-3) 多文化共生に関する市民アンケート調査について

・事務局から、資料 7 により説明した。

●会長

前回 2014 年も、外国人市民を対象とした調査を行い、専門分野の委員が、調査票の作成・分析に関わっていただいた。今回も同様に、専門分野の委員の協力を得て、議論を深め、スピーディーに進めていく必要がある。

協議会規則第 9 条に基づき、本年 7 月 1 日付けで、豊中市多文化共生指針改定に向けての検討チームを設置する。委員は私、窪委員、小牧委員、野崎委員の 4 名。詳細については、事務局と協議して決定する。

事務局説明と会長説明で、ご質問ご意見等があればお出しいただきたい。

○委員

18 歳以上の市民を対象にしているが、子どもが多文化共生の中で置かれている状況を知るために、高校生、16 歳以上としてはどうか。QR コードで回答できると思う。若い世代は、日本の学校教育で、同質的なものを求められることが多い。豊中だからこそできるような、子どもたちの置かれている状況を拾えるようなものがあればいいと思う。

●会長

今のご意見もふまえて、具体的にどういう調査内容にしていくのかというのは、検討チームで議論し深めていきたい。

○委員

アンケートの協力依頼などは、多言語に翻訳して依頼するということか。例えば、イランの人にはイラン語で、中国の人には中国語で依頼が届くのか。

●事務局

今回の調査対象である外国人市民 2,000 人全員に、8 カ国語の依頼文を送付する予定である。

○委員

18 歳以上の外国人市民は何人いるのか。そのうち 2,000 人を抽出する方法は、無作為抽出か。また、日本人市民の 18 歳以上 1,000 人の抽出方法も同じということか。

●事務局

18 歳以上の外国人市民の数は今持ち合わせていない。抽出方法については、男女同数で、住んでいる地域や年齢など、偏りのないように抽出条件を設定したいと考えている。日本人市民の抽出も同様である。

○委員

先ほども意見があったが、市民アンケート調査の対象にできるかどうか分からないが、子どもの声を取り入れていくことは必要ではないか。教育が多文化共生のまちづくりに与えていく影響はすごく大きいと思う。成人の市民と子どもの声にはギャップがあると思う。科学的なサンプリングという形にはならないかもしれないが、国際交流センターを利用している子どもに、アンケートや聞き取りをしたり、困りごとを聞いたりすることが、あっていいのではないか。

●事務局

検討チームで検討し、必要になれば、国際交流センターに協力をお願いしたい。

●会長

検討チームで、今のご提案を検討していきたい。アンケート調査案については、今後、検討チームで協議し進めていくこととする。

案件 3. 報告案件

(3-1) 人権啓発パネルの音声ガイドについて

・事務局から、参考資料 1 により説明した。

(3-2) 新型コロナウイルス感染症に係る差別防止啓発ポスターについて

・事務局から、参考資料 2、3 により説明した。

(3-3) 豊中市同和行政基本方針の改定について

・事務局から、参考資料 4 により説明した。

○委員

この基本方針は、差別に対する教育・啓発中心の内容になっている。高齢層には、経済的な課題や地域活動に入りづらい、例えば、デイサービスなどで、「自己紹介があるから行きづらい」などの課題もある。高齢者の生活支援については、この基本方針でどのように考えているのか。

●事務局

相談については、市の委託事業として、人権平和センター豊中で総合生活相談や人権相談を実施しており、そこで相談に乗り、支援を行っていけると考えている。

○玉置委員 相談事業については理解した。その後のフォロー、サポートは、一般施策として対応していくということになるのか。

●事務局

方針にも、今ある一般施策へいかにつないでいくかが大事だという視点を記載している。人権担当だけでなく全ての部署で、困りごとのある人に対して支援につながる施策へつないでいくことが大事だと考えている。

（３－４）令和３年度市民意識調査について

- ・事務局から、参考資料５により説明した。

**（３－５）大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例
査について**

- ・事務局から、参考資料６により説明した。

案件４．その他

- ・次回の会議は、来年１月～２月を予定。改めて日程調整のうえ決定することを説明した。

閉会